

平成20年3月14日  
平成22年5月27日改正  
平成31年2月15日改正  
工業所有権審議会  
弁理士審査分科会  
試験制度部会

### 弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除の基準について

1. 弁理士法第11条第4号に規定する、短答式筆記試験の一部を免除される者については、以下のとおりとする。

(1) 特許及び実用新案、意匠及び商標に関する法令に関する科目、並びに工業所有権に関する条約に関する科目（以下「工業所有権に関する科目」という。）を、省令に定められた授業の方法により必要単位数\*以上を取得し、大学院の課程を修了していること。

ただし、必要単位数の一部については、大学院の課程を修了した後に、当該大学院において科目等履修生として取得することができるものとする。なお、この場合において、免除を受けられる試験は、大学院の課程を修了した日から起算して2年を経過する日までに行われるものに限られる。

(2) 工業所有権に関する科目の授業は、学校教育法、学校教育法施行規則、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等に基づき、適切に行われたものであること。

上記の免除基準に基づく判断は、教育課程、教育方法、授業の方法、成績評価基準等により行うこととする。

#### ※ 科目の単位数（弁理士法施行規則第5条）

科 目	単位数
1. 特許及び実用新案に関する法令に関する科目	8
2. 意匠に関する法令に関する科目	4
3. 商標に関する法令に関する科目	4
4. 工業所有権に関する条約に関する科目	4
5. 特許及び実用新案に関する法令、意匠に関する法令、商標に関する法令並びに工業所有権に関する条約のうち1又は複数に関する科目	8

2. 弁理士法施行規則第5条第3項及び第4項に規定する講義は、大学設置基準第25条、大学院設置基準第15条及び第28条、専門職大学院設置基準第8条、第9条及び第32条、大学通信教育設置基準第3条並びに平成13年文部科学省告示第51号等に基づくものとする。

(1) 講義は、「面接授業」又は「メディアを利用して行う授業」である。

(2) メディアを利用して行う授業は、多様なメディアを高度に利用して多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、面接授業に相当する教育効果を有するものとする。

- ① 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
- ② 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの